

独立役員届出書

東日本旅客鉄道_独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東日本旅客鉄道		コード	9020
提出日	2015/6/2	異動(予定)日	2015/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	佐々木 毅	社外取締役	○												△		△	訂正・変更	有
2	濱口 友一	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	伊藤 元重	社外取締役	○											○		○	新任	有	
4	星野 茂夫	社外監査役	○											△			訂正・変更	有	
5	東川 一	社外監査役	○											△			訂正・変更	有	
6	山口 俊明	社外監査役	○											△			訂正・変更	有	
7	仁田 陸郎	社外監査役	○													○	訂正・変更	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	佐々木毅氏は、当社の寄付先である国立大学法人東京大学の出身ですが、同法人に対する寄付の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。また、同氏は、当社の取引先である学校法人学習院(学習院大学)の出身でもあります。同法人との取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	国立大学法人東京大学において法学部長・総長を歴任するなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する監督と助言をいただけることから適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
2	濱口友一氏の出身元の会社等と当社との間に開示すべき関係はありません。	株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長の経験があり、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する監督と助言をいただけることから適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
3	伊藤元重氏は、当社の寄付先である国立大学法人東京大学の大学院経済学研究科教授を務めておりますが、同法人に対する寄付の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。また、同氏は、当社が主催するまちづくりに関する懇談会の社外委員を務めており、当社から同氏に対する謝礼金の支払いがありますが、当該謝礼金の金額・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	国立大学法人東京大学において経済学研究科長・経済学部長を務めるなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する監督と助言をいただけることから適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
4	星野茂夫氏は、国土交通省の出身であります。同省と当社との間には取引関係がありますが、同省との取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	国土交通省において要職を歴任するなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
5	東川一氏は、警察庁の出身であります。警察関係機関と当社との間には取引関係がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	警察庁において要職を歴任するなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
6	山口俊明氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身であります。当社が同監査法人に対して支払った当事業年度に係る監査証明業務および非監査業務に基づく報酬の合計額は、253百万円です。	公認会計士として豊富な経験を積んでおり、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
7	仁田陸郎氏の出身元の会社等と当社との間に開示すべき関係はありません。	裁判官、弁護士として法曹界で豊富な経験を積んでおり、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。